

健 第 48 号
平成28年4月1日

(公社) 岡山県医師会長 }
(一社) 岡山県病院協会长 } 殿

岡山県保健福祉部長

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は、「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」にてご覧になれます。

記

○送付書類

- ・ 予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について
平成28年3月31日付け、健発0331第3号 厚生労働省健康局長通知

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

保健福祉部健康推進課感染症対策班
芦田

Tel. 086-226-7331
Fax. 086-225-7283

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 172 号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 173 号）については、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方お願いする。

記

1 予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号)第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 21 条、第 24 条及び第 26 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

(1) A類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項に規定する臨時の予防接種（以下「第三項臨時予防接種」という。）を除く。）

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,000 円	36,300 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,000 円	34,300 円
イ 障害児養育年金		
1 級	1,539,600 円	1,550,400 円
2 級	1,231,200 円	1,242,000 円

ウ	障害年金		
	1級	4,924,800円	4,962,000円
	2級	3,939,600円	3,969,600円
	3級	2,954,400円	2,976,000円
エ	障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
	1級	836,500円	839,500円
	2級	557,700円	559,700円
オ	死亡一時金	43,100,000円	43,400,000円

(2) B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月8日以上入院又は月3日以上通院 及び同月の入通院	
	36,000円	36,300円
	月8日未満入院又は月3日未満通院	
	34,000円	34,300円
イ	障害年金	
	1級	2,736,000円
	2級	2,188,800円
ウ	遺族年金	2,392,800円
エ	遺族一時金	7,178,400円

(3) 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月8日以上入院又は月3日以上通院 及び同月の入通院	
	36,000円	36,300円
	月8日未満入院又は月3日未満通院	
	34,000円	34,300円
イ	障害児養育年金	
	1級	1,197,600円
	2級	957,600円
ウ	障害年金	
	1級	3,830,400円
	2級	3,064,800円
	3級	2,298,000円

エ 死亡一時金		
生計維持者である場合	33,500,000 円	33,800,000 円
生計維持者でない場合	25,100,000 円	25,300,000 円

2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 3 条から第 5 条まで、第 8 条及び第 10 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院及び同一月の入通院	36,000 円	36,300 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,000 円	34,300 円
イ 障害児養育年金		
1 級	1,197,600 円	1,206,000 円
2 級	957,600 円	966,000 円
ウ 障害年金		
1 級	3,830,400 円	3,859,200 円
2 級	3,064,800 円	3,087,600 円
エ 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	836,500 円	839,500 円
2 級	557,700 円	559,700 円
オ 遺族年金		
生計維持者である場合	3,350,000 円	3,380,000 円
生計維持者でない場合	2,510,000 円	2,530,000 円
カ 遺族一時金		
生計維持者である場合	33,500,000 円	33,800,000 円
生計維持者でない場合	25,100,000 円	25,300,000 円

3 本改正による給付の額の変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行されるものであること。

4 平成 28 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第七十三号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第四号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同条第二項中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百十九万七千六百円」を「百二十万六千円」に改め、同項第二号中「九十五万七千六百円」を「九十六万六千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十五万九千七百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十三万四百円」を「三百八十五万九千二百円」に改め、同項第二号中「三百六万四千八百円」を「三百八万七千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十五万九千七百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十五万円」を「三百三十八万円」に改め、同項第二号中「二百五十一万円」を「二百五十三万円」に改める。

附 則

1 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額(障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。)並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

政令第七十二号

予防接種法施行令の一部を改正する政令
内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第四号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同条第二項中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百十九万七千六百元」を「百二十万六千円」に改め、同号ロ中「九十五万七千六百元」を「九十六万六千円」に改め、同項第二号イ中「百五十三万九千六百元」を「百五十五万四千円」に改め、同号ロ中「百二十三万二千円」を「百二十四万二千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十五万九千七百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十三万四百万円」を「三百八十五万九千二百円」に改め、同号ロ中「三百六万四千八百円」を「三百八万七千六百元」に改め、同号ハ中「二百二十九万八千円」を「二百三十一万四千八百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十二万四千八百円」を「四百九十六万二千円」に改め、同号ロ中「三百九十三万九千六百元」を「三百九十六万九千六百元」に改め、同号ハ中「二百九十五万四千四百円」を「二百九十七万六千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十五万九千七百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百五十万円」を「三千三百八十万円」に改め、同号ロ中「二千五百十万円」を「二千五百三十万円」に改め、同項第二号中「四千三百十万円」を「四千三百四十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十三万六千円」を「二百七十五万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百八十八万八千円」を「二百二十万五千六百元」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十九万二千八百円」を「二百四十一万八千円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百七十七万八千四百円」を「七百二十三万二千四百円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十八年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千三百十万円」を「四千三百四十万円」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第七十三号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令
内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第四号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同条第二項中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百十九万七千六百元」を「百二十万六千円」に改め、同項第二号中「九十五万七千六百元」を「九十六万六千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に改める。
に、「五十五万七千七百元」を「五十五万九千七百元」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十三万四千元」を「三百八十五万九千二百円」に改め、同項第二号中「三

百六万四千八百円」を「三百八万七千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十五万九千七百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十五万円」を「三百三十八万円」に改め、同項第二号中「二百五十一万円」を「二百五十三万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

政令第七七十二号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第二号中「三万四千元」を「三万四千三百円」に改め、同項第三号中「三万六千元」を「三万六千三百円」に改め、同項第四号中「三万四千元」を「三万四千三百円」に改め、同条第二項中「三万六千元」を「三万六千三百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百十九万七千六百元」を「百二十万六千元」に改め、同号ロ中「九十五万七千六百元」を「九十六万六千元」に改め、同項第二号イ中「百五十三万九千六百元」を「百五十五万四千元」に改め、同号ロ中「百二十三万二千二百元」を「百二十四万二千元」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百元」を「八十三万九千五百元」に、「五十五万七千七百元」を「五十五万九千七百元」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十三万四百元」を「三百八十五万九千二百元」に改め、同号ロ中「三

百六万四千八百円」を「三百八万七千六百円」に改め、同号ハ中「二百二十九万八千円」を「二百三十一万四千八百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十二万四千八百円」を「四百九十六万二千円」に改め、同号口中「三百九十三万九千六百円」を「三百九十六万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百九十五万四千四百円」を「二百九十七万六千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千五百円」を「八十三万九千五百円」に改め、「五十五万七千七百円」を「五十五万九千七百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百五十万円」を「三千三百八十万円」に改め、同号口中「二千五百十万円」を「二千五百三十万円」に改め、同項第二号中「四千三百十万円」を「四千三百四十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十三万六千円」を「二百七十五万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百十八万八千八百円」を「二百二十万五千六百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十九万二千八百円」を「二百四十一万八千八百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百十七万八千四百円」を「七百二十三万二千四百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

(予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

3 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千三百万円」を「四千三百四十万円」に改める。

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療手当）</p> <p>第三条 法第四条第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千三百円</u>とする。</p> <p>3 <u>（略）</u></p>	<p>（医療手当）</p> <p>第三条 法第四条第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千円</u></p> <p>三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千円</u></p> <p>2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千円</u>とする。</p> <p>3 <u>（略）</u></p>

(障害児養育年金)

第四条 (略)

2 法第四条第二号の障害児養育年金(以下「障害児養育年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「一級障害児」という。)を養育する者 百二十万六千円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「二級障害児」という。)を養育する者 九十六万六千円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万九千五百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万九千七百円とする。

5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

2 法第四条第三号の障害年金(以下「障害年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下この条において「一級障害者」という。) 三百八十五万九千二百円

(障害児養育年金)

第四条 (略)

2 法第四条第二号の障害児養育年金(以下「障害児養育年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「一級障害児」という。)を養育する者 百十九万七千六百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「二級障害児」という。)を養育する者 九十五万七千六百円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万六千五百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万七千七百円とする。

5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

2 法第四条第三号の障害年金(以下「障害年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下この条において「一級障害者」という。) 三百八十三万四百万円

<p>二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 三百八万七千六百円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万九千五百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万九千七百円とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族年金) 第八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十八万円</p> <p>二 第一項第二号又は第三号に掲げる物に支給する場合 二百五十三万円</p> <p>6 3 10 (略)</p>	<p>二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 三百六万四千八百円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万六千五百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万七千七百円とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族年金) 第八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十五万円</p> <p>二 第一項第二号又は第三号に掲げる物に支給する場合 二百五十一万円</p> <p>6 3 10 (略)</p>
---	---

予防接種法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）

○ 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）（抄）

予防接種法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当）</p> <p>第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千三百円</u>とする。</p> <p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）</p>	<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当）</p> <p>第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千円</u>とする。</p> <p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）</p>

第十二条 (略)

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第二条第五項に規定する臨時の予防接種（法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百二十万六千円

ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 九十六万六千円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百五十五万四百円

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百二十四万二千円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万九千五百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万九千七百円とする。

5 (略)

第十二条 (略)

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第二条第五項に規定する臨時の予防接種（法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百十九万七千六百円

ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 九十五万七千六百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百五十三万九千六百円

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百二十三万二千円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万六千五百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万七千七百円とする。

5 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 三百八十五万九千二百円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百八十七千六百円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者
(次号ハにおいて「三級障害者」という。)に支給する場合 二百三十一万四千八百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 一級障害者に支給する場合 四百九十六万二千元
ロ 二級障害者に支給する場合 三百九十六万九千六百円
ハ 三級障害者に支給する場合 二百九十七万六千元

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万九千五百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万九

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 三百八十三万四千元

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百六十四千八百円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者
(次号ハにおいて「三級障害者」という。)に支給する場合 二百二十九万八千元

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 一級障害者に支給する場合 四百九十二万四千八百円
ロ 二級障害者に支給する場合 三百九十三万九千六百円
ハ 三級障害者に支給する場合 二百九十五万四千四百円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万六千五百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万七

千七百円とする。

5 (略)

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千三百八十万円

ロ 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千五百三十万円

二 第二項第二号に掲げる場合 四千三百四十万円

5・6 (略)

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

2 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百七十五万六千四百円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百二十万五千六百円

千七百円とする。

5 (略)

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千三百五十万円

ロ 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千五百十万円

二 第二項第二号に掲げる場合 四千三百十万円

5・6 (略)

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

2 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百七十三万六千円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百十八万八千八百円

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2 (略)

5 遺族年金の額は、二百四十一万八千八百円とする。

6 (略)

(遺族一時金)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百二十三万二千四百円

二 (略)

4・5 (略)

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十九万二千八百円とする。

6 (略)

(遺族一時金)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百十七万八千四百円

二 (略)

4・5 (略)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付）</p> <p>第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十六条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定（同法第六条第三項に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に及び、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付）</p> <p>第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十六条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定（同法第六条第三項に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に及び、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利</p>

均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項第二号中「四千三百四十万円」とあるのは「四千三百四十万円」（従前の給付を受けた者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額）」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（従前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パー

均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項第二号中「四千三百四十万円」とあるのは「四千三百四十万円」（従前の給付を受けた者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額）」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（従前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パーセン

セントの利率による複利現価法によって調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

トの利率による複利現価法によって調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

○ 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号） 附則第二条の規定による予防接種法施行令第十三条及び第十七条の読替表

（傍線部分は予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替部分）

（波線部分は改正部分）

<p>予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正後の予防接種法施行令の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替後</p>	<p>予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正後の予防接種法施行令の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替前</p>	<p>予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正前の予防接種法施行令の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替後</p>	<p>予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正前の予防接種法施行令の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替前</p>
<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金） 第十三条（略） 2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの）以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない</p>	<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金） 第十三条（略） 2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額</p>	<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金） 第十三条（略） 2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの）以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない</p>	<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金） 第十三条（略） 2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額</p>

3

者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに應じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に應じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額）

イ 一級障害者に支給する場合
四百九十六万二千元

ロ 二級障害者に支給する場合
三百九十六万九千六百元

ハ 三級障害者に支給する場合
二百九十七万六千元

予防接種法施行令及び結核予防

3

前項の規定による障害年金の額

イ 一級障害者に支給する場合
四百九十六万二千元

ロ 二級障害者に支給する場合
三百九十六万九千六百元

ハ 三級障害者に支給する場合
二百九十七万六千元

3

者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに應じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に應じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額）

イ 一級障害者に支給する場合
四百九十二万四千八百円

ロ 二級障害者に支給する場合
三百九十三万九千六百元

ハ 三級障害者に支給する場合
二百九十五万四千四百円

予防接種法施行令及び結核予防

3

前項の規定による障害年金の額

イ 一級障害者に支給する場合
四百九十二万四千八百円

ロ 二級障害者に支給する場合
三百九十三万九千六百元

ハ 三級障害者に支給する場合
二百九十五万四千四百円

法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項

は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項

法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項

は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項

の規定にかかわらず、予防接種法
施行令及び結核予防法施行令の一
部を改正する政令附則第二条の規
定により読み替えられた前三項の
規定により算定した額から同号の
規定による障害年金の支給期間中
の各年に支給される特別児童扶養
手当、障害児福祉手当若しくは特
別障害者手当の額若しくは福祉手
当の額又は障害基礎年金の額の百
分の四十に相当する額を控除して
得た額とする。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に
掲げる区分に従い、当該各号に定
める額とする。

一 (略)

二 第二項第二号に掲げる場合

四千三百四十万円(従前の給付

を受けた者が法第十六条第一項

第三号の規定による障害年金の

支給を受けることなく死亡した

ときは、当該額から調整基礎額

について従前の給付を受けた日

から死亡した日までの年数(そ

の年数に一年未満の端数がある
ときは、これを切り捨てるもの

の規定にかかわらず、前三項の規
定により算定した額から同号の規
定による障害年金の支給期間中の
各年に支給される特別児童扶養手
当、障害児福祉手当若しくは特別
障害者手当の額若しくは福祉手当
の額又は障害基礎年金の額の百分
の四十に相当する額を控除して得
た額とする。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に
掲げる区分に従い、当該各号に定
める額とする。

一 (略)

二 第二項第二号に掲げる場合

四千三百四十万円

の規定にかかわらず、予防接種法
施行令及び結核予防法施行令の一
部を改正する政令附則第二条の規
定により読み替えられた前三項の
規定により算定した額から同号の
規定による障害年金の支給期間中
の各年に支給される特別児童扶養
手当、障害児福祉手当若しくは特
別障害者手当の額若しくは福祉手
当の額又は障害基礎年金の額の百
分の四十に相当する額を控除して
得た額とする。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に
掲げる区分に従い、当該各号に定
める額とする。

一 (略)

二 第二項第二号に掲げる場合

四千三百四十万円(従前の給付を

を受けた者が法第十六条第一項第

三号の規定による障害年金の支

給を受けることなく死亡したと

きは、当該額から調整基礎額に

ついて従前の給付を受けた日か

ら死亡した日までの年数(その

年数に一年未満の端数があると
きは、これを切り捨てるものと

の規定にかかわらず、前三項の規
定により算定した額から同号の規
定による障害年金の支給期間中の
各年に支給される特別児童扶養手
当、障害児福祉手当若しくは特別
障害者手当の額若しくは福祉手当
の額又は障害基礎年金の額の百分
の四十に相当する額を控除して得
た額とする。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に
掲げる区分に従い、当該各号に定
める額とする。

一 (略)

二 第二項第二号に掲げる場合

四千三百四十万円

とする。)に依じて年五パーセントの利率による複利法によって計算した元利合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)を控除して得た額)

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者(従前の給付を受けた者を除く。)が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に相当する期間(以下「調整残期間」という。)の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によって調整残期

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

する。)に依じて年五パーセントの利率による複利法によって計算した元利合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)を控除して得た額)

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者(従前の給付を受けた者を除く。)が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に相当する期間(以下「調整残期間」という。)の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によって調整残期

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

間の最初の年から当該各年までの
それぞれの期間に応じて割り引い
た額の合計額（その額に千円未満
の端数があるときは、これを切り
捨てるものとする。）を控除して
得た額とする。

間の最初の年から当該各年までの
それぞれの期間に応じて割り引い
た額の合計額（その額に千円未満
の端数があるときは、これを切り
捨てるものとする。）を控除して
得た額とする。